

令和3年 第10回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和3年9月3日(金)  
11時00分から12時05分まで
- 2 開催場所 別海町役場1階101・102会議室
- 3 出席者 (5名)
- |      |         |
|------|---------|
| 教育長  | 登 藤 和 哉 |
| 教育委員 | 大 塚 保 男 |
| 教育委員 | 木 村 江 里 |
| 教育委員 | 粥 川 一 芳 |
| 教育委員 | 鈴 木 桃 子 |
- 4 出席職員 (14名)
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育部長     | 山 田 一 志 |
| 教育委員会部次長 | 石 川 誠   |
| 指導主幹     | 相 澤 要   |
| 指導主幹     | 稲 村 和 典 |
| 指導参事     | 吉光寺 勝 己 |
| 学務課長     | 宮 本 栄 一 |
| 学務課主査    | 佐 藤 亮   |
| 学務課主査    | 大 山 晋 作 |
| 学校教育課長   | 池 田 卓 也 |
| 学校教育課主幹  | 堀 込 美 穂 |
| 学校教育課主査  | 高 津 寛 人 |
| 生涯学習課主査  | 上 杉 大 洋 |
| 中央公民館長   | 新 堀 光 行 |
| 西公民館長    | 田 村 康 行 |
| 東公民館長    | 福 原 義 人 |
| 図書館長     | 堺 啓     |
- 5 議事日程
- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 議案第1号 | 別海町学習用タブレット端末の使用及び管理に関する規程の制定について  |
| 議案第2号 | 令和3年度別海町教育事務執行の点検評価等に関する報告書の提出について |

- 議案第3号 地域学校協働活動推進員の委嘱について  
議案第4号 別海町青少年問題協議会委員の委嘱について  
議案第5号 令和3年度教育費予算の補正について

教育長  
(登藤和哉君)

－【開 会】－

ただいまから、令和3年第10回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は5名でございます。

別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたりまして私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、時節柄ご多用のところ出席を賜り感謝を申し上げます。

先週に引き続きの教育委員会議となりますが、本日は二点ほど報告をしたいと思っております。

はじめに、別海高校スクールミッションについてでございます。

先般、別海高校から学校運営協議会の意見や当該教職員の審議結果に基づき作成したスクールミッションについて照会がありました。内容を確認し、意見があれば高校まで連絡くださいという事でありました。今までこのような照会がなかったことから、しっかりと確認したところであります。独自に定めたミッションでは、本町唯一の高校として、生徒の可能性を最大限に引き出すことや地域創生の核となる人材を育てることなどについて明記されており、何より、高校と地域が一体となり将来について考えることを表現したものです。

また、このことについて教育委員会と情報共有し進めることが将来の人材育成の要衝であることを明確にしていることが感じ取れました。このミッションが画餅にならず実効性のあるものとするため、今後、教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

次に、もう一点報告します。

毎年開催しています、根室管内教育委員連合会の研修会について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、総会を書面により開催し、研修会を中止するとの連絡が連合会会長から通知がありました。本年度は中標津町で定期総会を開催予定でありましたが、書面開催になったことから次年度の定期総会を中標津町にて開催予定であることをご承知おき願います。

本日の議案は、規程の制定1件、報告書の提出が1件、委員の委嘱が2件、補正予算が1件の合計5件です。どうぞよろしく願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長  
(登藤和哉君)

それでは本日の会議のほうに入ります。  
日程第2前回会議録の承認に入ります。  
令和3年第9回の会議録につきまして、事前に各委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正、御意見等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

それでは、第9回の会議録について承認することといたします。

－【報告】－

教育長  
(登藤和哉君)

続きまして、日程第3報告に入ります。

8月25日に開催をいたしました第9回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

教育部長  
(山田一志君)

それではお手元の資料により私のほうから報告をいたします。

8月25日に開催されました第9回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等についてです。

8月25日、別海町新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議が開催され、教育長及び教育部長が出席しています。

翌26日、別海町新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、教育長及び教育部長が出席しています。

この中で教育委員会の施設を含む開閉等について決定をしたところであります。

27日、全道市町村教育委員会教育長会議がZOOMにより開催され、教育長室から教育長が出席しています。

同日、第5回別海町議会臨時会が開催され、教育長及び関係職員が出席しています。

月が変わりまして、9月1日、令和2年度一般会計・各会計歳入歳出決算及び各種基金運用状況に係る審査意見書提出があり、教育長及び教育部長が出席しています。

本日、第10回教育委員会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議事】－

教育長  
(登藤和哉君)

それではこれから日程第4、議事に入ります。

はじめに、議案第1号別海町学習用タブレット端末の使用及び管理に関する規程の制定について事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課主幹

それでは、議案第1号別海町学習用タブレット端末の使用及び管理

(堀込美穂君)

に関する規程の制定について、説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想を実現するべく、令和2年度において児童生徒、指導者に対し、学習用タブレット端末の整備配布を行い、学校での学習活動や家庭学習など様々な場面において活用を図っているところです。

今後、本格的に運用を進めていく中で、学習用タブレット端末の使用及び管理に関する統一的な取り扱いを定める必要があることから、本規程を新たに制定するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、要点のみご説明します。

議案書1ページ下段です。

第2条は、端末の使用目的です。本端末は、学校の教育課程に基づいた学習の質及び効果の向上並びに学習内容の定着の資することを目的として使用するものとしております。

2ページをお開き願います。

第4条は、物品の帰属に関する規定です。本規程における端末、充電ケーブル、持ち帰り用バッグは教育委員会に帰属するものとしております。

第5条は、学校における端末等の管理責任者に関する規定です。

第6条は、管理責任者の責務に関する規定です。管理責任者の責務として端末等の適正な管理運用を行うことを定めております。

第8条は、端末等の貸与に関する規定です。自宅学習での端末使用にあたり、学校外への持ち出しについて定めるものです。

3ページをお開き願います。

第9条は、端末等の取扱いに関する規定です。第4項は、禁止事項について定めており、端末に障害が生じる恐れのある行為や、ネットトラブルに繋がる恐れのある行為等を禁止しております。ただし、第4号から第6号については、学習活動や端末操作上必要となる行為も含まれることから、校長が必要と認める場合については禁止行為に当たらないものとしております。

第10条は、破損、紛失又は盗難の届出に関する規定です。破損や紛失等が生じた際に、6ページにあります第1号様式により届け出るものとしております。

第2項は、破損等があった場合の対応について、原則学校又は教育委員会が費用負担も含め対応するものとしております。

4ページをお開き願います。

第3項は、破損等の事由が使用者の故意や過失にある場合は、使用者に負担を求めるものとしております。

第11条は損害賠償等に関する規定です。使用者が損害を与えた場合の賠償責任を定めております。

第12条は、意図しない利用による損害に関する規定です。教育委員会や学校が意図していない使用により使用者が損害を受けた場合、町教委又は学校は責任を負わないものとしております。

第13条は、使用の制限、停止に関する規定です。端末等の使用に停止や制限をかけることができる事項について定めるものです。

第2項は、使用の停止が決定した場合、使用者は速やかに端末を返却するものとしています。

附則としまして、この規程は令和3年9月3日から施行するものです。

第2項で、施行日の前であっても、必要な準備行為は本規程を適用して行うことができるものとしております。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

教育長  
(登藤和哉君)

ただいま議案第1号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思っております。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号令和3年度別海町教育事務執行の点検評価等に関する報告書の提出についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

教育部長  
(山田一志君)

それでは私から、議案第2号令和3年度別海町教育事務執行の点検評価等に関する報告書の提出についてご説明いたします。

議案書は、7ページになります。

内容につきましては、別冊の令和3年度教育に関する事務の点検及び評価報告書で説明いたします。

本件については、5月21日開催の第6回教育委員会議におきまして、別海町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項に基づき、点検評価委員に提出することとして議決をいただいたことによ

るものです。

8月17日に点検評価委員会が開かれ、教育委員会各所管からのヒアリング結果に基づき、委員2名から意見をいただき、報告書を作成いたしました。

別冊の報告書1ページをお開きください。

まず、点検評価の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成して議会に提出し、公表しなければならないこととなっていることから、本報告書を作成しております。

評価の結果ですが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によって未実施となり評価を行っていない29事業を除き、ソフト事業107件、ハード事業33件につきまして評価を行っております。

ページ下段3に評価基準を記載しております。

ソフト事業につきましてはAからEまでの5段階評価、2ページに進み、ハード事業につきましては、○△×という形で評価しております。

1ページの2の評価結果に戻ります。

ソフト事業107件のうち、A評価につきましては58件、パーセンテージで言いますと54.21%となっております。前年度評価57.58%ですので、3.37ポイント下がったということになります。

B評価につきましては30件、28.04%、同じく前年度評価29.55%でしたので、1.51ポイント下がったという状況です。

C評価につきましては17件、15.89%、こちらは前年度が10.61%でしたので、5.28ポイント増えたということになっております。

D評価につきましては2件、1.87%、前年度が2.27%でしたので、0.4ポイントのマイナス、E評価につきましては0件ということになっております。

次にハード事業についてですが、33事業のうち○の評価につきましては32件、96.97%となっております。前年度との比較では0.4ポイントの減少、△評価につきましては1件、3.03%、前年度が2.63%でしたので、0.4のプラスとなっております。

以上の各事業について、教育委員会としての自己評価内容を説明し、点検評価委員の方々に報告しております。

2ページをご覧ください。

4の点検評価委員会の概要です。

委員につきましては、元教育委員会部次長の下地哲氏、元別海町立西春別中学校長の棚橋昌博氏に委嘱し、それぞれ各担当からのヒアリングを実施した後、評価をいただいております。

評価の総評につきましては、5のとおりとなります。

まず、昨年度の点検評価委員会における指摘事項に対する報告につきましては、それぞれ表の左側に指摘内容、右側に報告を記載しておりますが、2ページの(1)コミュニティースクールに関する取組から6ページの(26)ホームページの表示や分類の改善に関する指摘内容まで、26項目すべてについて、7ページ最上段に記載のとおり、指摘内容に対する適切な改善方策、検討を行っているとの評価をいただきました。

次に、2行目から令和2年度事業についての全体の評価となりますが、各課施設の自己評価について、コロナ禍にありながらも工夫し実施したことに評価をいただいております。また、避けられない事情による事業規模の縮小等に対する評価について、さらに、連続して低評価となっている事業の課題解決、及び事業継続の必要性についてのご意見をいただいております。

以上の指摘を踏まえ、より適切な指標や目標の設定や、各事業情報のより効果的な周知について改善を図り、事務事業内容の一層の充実を進めてまいりたいと考えています。

7ページ中段以降には各課に対するそれぞれの指摘事項、意見を掲載しておりますが、こちらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第2号の内容の説明を終わります。

教育長  
(登藤和哉君)

ただいま議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

御質問がなければ、採決をさせていただきます。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第2号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第3号地域学校協働活動推進員の委嘱について事務局説明をお願いいたします。

生涯学習課主査  
(上杉大洋君)

それでは、議案第3号地域学校協働活動推進員の委嘱について説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

本議案につきましては、これまで本町では委嘱したことのない内容でありますことから、議案の説明の前に若干制度や関連した状況等について説明をさせていただきます。

地域学校協働活動推進員は、社会教育法の平成29年度改正において新たに追加された内容であります。その職務としては、地域と学校がパートナーとして連携、協働する取組がより円滑にかつ効果的に実施が図られるよう、助言や援助を行う者としております。

今般実施をしております別海型コミュニティ・スクールにおいて、より多くの地域住民と学校を結びつけ、双方の活動に、より良い影響を与えられるよう、町内に1名配置するものです。

また、今年度から生涯学習課では、中学校区毎にある各地区のコミュニティ・スクールにおいて、地域と学校の活動を結びつける役割となる地域コーディネーターの配置を進めております。

これらのコミュニティ・スクールの活動も目配せし、地域コーディネーターのサポートを行い、町内での活動の底上げ、平準化を図ることを推進委員、或いは全町を対象する統括的なコーディネーターとしての立場でも活動もお願いしたいと考えています。

それでは議案の説明に入りたいと思います。

今回、推進員として委嘱するのは、議案書に示しておりますとおり1名で、任期は令和3年9月3日から令和4年3月31日までの期間です。

委嘱する推進員の基準については、法令においては、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者と記載されておりますが、具体的な事例として多くのあるのは、PTA関係者や経験者、退職された職員、教職員などが多くいることを確認しております。

今回委嘱する下地哲氏は、昭和32年4月12日生まれで、現在64歳になりますが、平成29年度まで別海町役場に勤務され、在職中は社会教育行政の専門職員である社会教育主事として勤められ、教育委員会事務局である生涯学習課をはじめ、中央公民館、西公民館での勤務経験もあり、別海町のひとつづくり、まちづくりを熟知した人物であります。

また、現在は社会教育関係団体である別海町スポーツ協会会長や、教育事務執行の点検評価等の事業実績報告書に係る点検評価委員も勤

教育長  
(登藤和哉君)

められており、下地氏のこれまでの識見が推進員としても生かされるものと考え、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、委嘱するものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

ただいま議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

なければ採決をいたします。

議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することとします。

次に、議案第4号別海町青少年問題協議会委員の委嘱について事務局説明をお願いいたします。

生涯学習課主査  
(上杉大洋君)

それでは、議案書9ページ議案第4号別海町青少年問題協議会委員の委嘱について説明いたします。

本議案につきましては、別海町青少年問題協議会条例に基づき委嘱している委員が、本年3月31日をもって任期満了になったことから、新たに委嘱するものです。

今回委員として委嘱しようとするのは、議案書に示しておりますとおり12名で、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

本協議会は、地方青少年問題協議会法において、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整等を所掌事務としており、都道府県、或いは自治体の付属機関として設置することができることとなっております。

法令において委嘱する委員の基準について特段に定めはないところですが、法令の趣旨に鑑み、別海町青少年問題協議会条例において関係行政機関の職員及び学識経験者等から委嘱することとなっております。

それでは10ページ、委員名簿を上段から読み上げさせていただきます。

お1人目、青野芳樹氏、別海町社会教育委員委員長、再任。

奥村繁義氏、別海町校長会会長、再任。

菅野晴康氏、別海町防犯協会会長、再任。  
加勢正司氏、民生委員児童委員協議会会長、再任。  
松原翔一郎氏、別海町青年団体協議会会長、再任。  
若松正氏、別海町教育研究協議会生徒指導部会、新任。  
麻郷地聡氏、総務部防災交通課長、再任。  
佐藤一昭氏、北海道別海高等学校校長、新任。  
倉澤久美子氏、別海町商工会女性部部長、新任。  
徳富亨子氏、別海連合町内会女性部部長、新任。  
大田修也氏、別海町小中学校PTA連合会会長、新任。  
干場みゆき氏、福祉部福祉課長、再任。  
以上、再任7名、新任5名の12名となっております。  
これで議案第4号の内容説明を終わります。

教育長  
(登藤和哉君)

ただいま議案第4号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

なければ採決をさせていただきます。  
それでは、議案第4号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

議案第4号について原案のとおり決定することとします。  
次に、議案第5号令和3年度教育費予算の補正について事務局説明をお願いいたします。

教育部長  
(山田一志君)

議案書11ページをお開き願います。  
議案第5号令和3年度教育費予算の補正についてでございます。  
令和3年度教育費予算の補正について、別紙のとおり別海町長に申し出するものです。  
最初に、私から教育委員会全体の補正概要についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

まず歳入です。

主に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うもので、影響による事業中止によるスポーツ振興くじ助成金の減、また、生涯学習センター図書コーナー蔵書整備として受けた寄付金等の増を合わせまして、ページの最下段に記載の通り、教育委員会歳入合計で5,700千円の減額となっています。

次に歳出です。

学務課主査  
(佐藤亮君)

補正予算書2ページをご覧ください。

歳出全般にわたり、歳入と同様、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う補正となっており、減額の理由は、全てが新型コロナウイルスの影響による事務事業の中止等によるものです。

また、増額となっているのは、新型コロナウイルス感染対策による、学校などの修学旅行にかかる助成金の増額となります。

2ページの最下段に記載の通り、教育委員会歳出合計で2,073千円の減額となっています。

引き続き、各課から内容について詳細に説明させます。

はじめに、学務課分の補正予算について説明いたします。

学務課の補正予算は歳出のみとなります。

補正予算書の2ページをご覧ください。

上段になります。

10款1項1目教育委員経費の旅費、258千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各種総会等の開催中止等による費用弁償の減額です。

次に教育委員経費の交際費、8千円の減、そして、その下、2目、事務局経費の旅費、371千円の減についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う総会、視察等の中止による減額となっています。

以上、合計637千円の減額補正となります。

学務課分の説明は以上です。

学校教育課主査  
(高津寛人君)

続きまして、学校教育課要求分について説明いたします。

引き続き2ページをご覧ください。

歳出です。上段、学務課の次が学校教育課要求分になります。

2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策事業の小中学校等対策経費です。

負担金補助及び交付金5,420千円の増は、各小中学校で実施する教育旅行において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた期日の延長及び行程の変更に伴う増額が発生することから、保護者負担の軽減を図るため、追加となる経費を補助することとして考えております。

内訳としましては、まん延防止等重点措置期間及び重点措置区域、現状は緊急事態宣言に移行しておりますが、その期間に教育旅行を予定していた小学校3校、中学校4校分の追加経費のほか、児童生徒が感染症の影響により不参加となった場合のキャンセル料を計上しています。

以上で学校教育課分の内容説明を終わります。

部次長  
(石川誠君)

それでは、生涯学習課分の歳入について説明いたします。

戻りまして、補正予算書1ページをご覧ください。

21款諸収入5項1目雑入、スポーツ振興くじ助成金6,000千円の減額につきましては、昨年度に引き続きコロナ禍の影響により、パイロットマラソンが中止となったことから減額するものです。

続いて歳出、補正予算書2ページ中段になります。

10款教育費5項4目青少年健全育成事業経費、需用費の272千円の増は、昨年度コロナ禍により実施が延期になっておりました成人式を今年の12月26日に予定しておりますが、その花代やしおりの経費となっております。

その下、同事業費の負担金補助及び交付金の300千円の減は、例年10月末に実施しております小中高合同音楽祭をコロナ感染防止のため中止することが決定したためのものであります。

その下、20千円の増は、先ほど申し上げた延期になっていました昨年度の成人式実行委員会への交付金になります。

その下になります、10款教育費6項4目体育施設管理経費、工事請負費605千円の増額につきましては、町民体育館の暖房を調整するコントローラ・センサーが故障し、暖房が入らない状況になっていることから、補正するものです。

つづきまして、その下になります。

10款教育費6項5目パイロットマラソン事業、負担金補助及び交付金7,300千円の減額につきましては、先ほど歳入でも説明しましたが昨年度に引き続きコロナ禍の影響により、パイロットマラソンが中止になったことから減額するものであります。

以上、生涯学習課の合計といたしましては、6,703千円の減額となっております。

中央公民館長  
(新堀光行君)

つづきまして、中央公民館の補正予算について説明いたします。

歳入のみとなります。

補正資料1ページにお戻りください。

5段目からになります。

18款1項2目教育費寄付金、生涯学習振興基金寄付金300千円の増については、現在建設中の生涯学習センターに関する目的でございます。内訳といたしまして図書コーナー蔵書整備資金として、備考欄上段の1社から200千円、また、建設資金として備考欄下段1団体から100千円となります。

以上で、中央公民館の概要説明を終わります。

西公民館長

西公民館所管分の補正内容説明をいたします。

(田村康行君)

当館に係る補正は歳出のみとなります。

それでは、補正予算資料の2ページ真ん中より下程をご覧ください。

10款5項7目、西公民館運営経費、委託料の77千円の減は、毎年西公民館管轄である上西春別学校区、西春別学校区、上春別学校区の幼稚園、保育園、小学校低学年を対象として、例年ゴールデンウィーク明けに開催している、すぎのこ人形劇の公演に係る費用であります。

今年度は、コロナ禍であることから、公演の可否について検討しましたが、劇団が関東圏を拠点としており、公演の際は関東圏から移動してくること、ゴールデンウィーク明けと言う長期の休み明けは、過去の事例からコロナウイルス感染拡大が懸念されること、観覧対象である保育園、幼稚園に確認したところ、観覧に否定的な意見が多かったことから、一旦延期することとしましたが、その後もコロナウイルス感染状況が改善されないことや日程の調整がつかないことから、今年度の公演は断念することとしたため、今回補正減するものであります。

以上で、西公民館所管分の補正内容説明を終わります。

東公民館長

それでは、終わりに東公民館所管分をご説明いたします。

(福原義人君)

はじめに、10款5項6目東公民館運営経費、10節需用費で、消耗品費と食糧費を合わせました26千円、同じく12節委託料、公演委託料の50千円を合わせまして、東公民館合計で76千円の減額補正いたしたいとするものです。

いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う事業の縮小、あるいは中止によるものです。

以上で、東公民館所管分の内容説明を終わります。

教育長

ただいま議案第5号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(登藤和哉君)

(「なし」の声あり)

教育長

それでは、なければ採決をさせていただきます。

(登藤和哉君)

議案第5号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり、決定することといたします。

(登藤和哉君)

— 【その他】 —

教育長  
(登藤和哉君) それでは議事についてはすべて終了しましたので、日程第5その他の方に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

学校教育課長  
(池田卓也君) 私の方からは、前回、中高生ワクチン接種の状況についてお伝えしましたが、9月5日に21人が2回目の接種を終える予定で、おおよそが8月29日に2回目の接種が終了しましたので、2回目接種の最終見込人数についてお知らせいたします。

2回目につきましては、8月29日で終了しまして、対象者937人に対し507人が接種しました。

接種率は54.1%となっています。

なお、教育委員会で予約できなかった中高生には接種券を発送し一般接種と同様に接種できるようになっております。

以上で報告を終わります。

教育長  
(登藤和哉君) 只今の説明に対し、お聞きしたい点等がありましたらお受けしたいと思えます。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君) よろしいですか。

他に事務局から何かありませんか。

部次長  
(石川誠君) 私の方から、生涯学習課で初めて実施しました、夏休みバスについて報告させていただきます。

町内には3つの温水プールがございますが、そのほか5地区に地区プールがありました。

今年度より5地区のうちの上春別地区、西春別地区のプールについては廃止となっております。上風連地区のプールについては試行的に別海の町民温水プールを利用するという事になっていることから、代替案として最寄りの温水プールへ夏休み期間中のみ、バスを出して送迎するという事業を行いました。

上風連地区は6回運行し、合計101名が利用、1回につき約20名が利用しました。

上春別地区も6回の運行、合計61名が利用、1回につき約10名の利用がありました。

西春別地区につきましては、5回運行を予定しておりましたが、事前の申し込みが合計2名であったことから、最低運行人数を5名以上の申し込みを基本とするとの要綱に基づき運行を中止しました。

なお、プールだけではなく、上風連地区のバスについては図書館、上春別地区のバスは、上西春別中学校に併設されている地域開放型図書館に寄り利用しています。

教育長  
(登藤和哉君)

以上で報告を終わります。

それでは只今の説明に対しまして、ご質問等ございましたらお受けしたいと思えます。

(「なし」の声あり)

教育長  
(登藤和哉君)

次、事務局何かありませんか。

生涯学習課  
(上杉大洋君)

生涯学習課から、別海型CSに関りまして昨年度から社会教育行政からのアプローチを強めておりますが、今年度から関連する項目として新たに放課後子ども教室を尾岱沼地区で開始をしていますのでこの場をお借りして説明させていただきます。

配布している資料は以前、総合教育会議で説明した内容と重複している部分もございますが、改めて少し触れながら進めたいと思えます。

内容としてはこれまで別海型CSを補完するような社会教育での動き、放課後子ども教室の状況について改めてご説明をさせていただきますと思えます。

まずは、国が示している指針を含めて説明を進めていきたいと思えます。

国では、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方として目標やビジョンを共有し、一体となって子ども達を育む地域と共にある学校づくりが重要であるとしてコミュニティ・スクールの導入を進めているところです。

この図の真ん中から左側にある、学校運営協議会がそれにあたり、その設置校のことを制度上、コミュニティ・スクールと呼んでいます。

学校運営における基本方針、組織編成、予算、組織管理などについて学校からの提案を検討、承認することが学校運営協議会の主な用務にあたります。

一方で生涯学習課が昨年度から取り組んでいる部分としては、図の右側にあります地域学校協働活動にあたります。端的に言いますと、コミュニティ・スクールが地域の人と学校の問題を解決することを目指していることに対して、地域学校協働活動では、地域が学校や児童生徒の協力を得て課題を解決したい、地域の人、地域の教育力を用いて学校内外の様々な活動を行う仕組みです。

別海型CSでは、町内の各学校区で細かい違いはあるかと思えますが、学校の運営評価や基本方針について委員の皆さんから意見をいただいています。

しかし、同時に別海型CSではもうひとつの大きな取組の柱として、地域と連携した活動にも取り組んでいます。

このことは国でも、新しい時代の教育や地方創生の実現に向け、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る、学校を核とした地域づくりが重要であるとしています。

地域を如何に存続させるかと言った地方創生の取り組みは、人口減少社会においては、学校、児童生徒などを含め、様々な状況にある人が参画できる社会包摂の地域を目指さなければならないことを国は認識していることがわかります。

話を別海型CSに戻しますが、これまで図の左側にある学校運営協議会として、或いは文化協会や、地域の生涯学習推進協議会、PTAなど既存の社会教育関係団体が参加して取り組みを進めてきた経緯があります。

しかし、導入から複数年が経過し、地域の方から色々な話を聞いて課題もあるということがわかってきました。

例えば、学校の窓口や連絡調整などの事務、子ども関連の団体の事務が、特定の教員、特に学校管理職に集中していること。また、学校が行う活動に係る予算がなく、既存の社会教育関係団体の予算を割り振るなどして対応しており、独自の予算を持っていないことも問題です。そして、3つめですが、子ども達のためとして地域は学校から求められることが多く、地域の方、団体のやりたいことは十分に検討、実現されていない点です。

そこで、まずは学校が、そして地域が動きやすくなるよう、学校の求めに応じ地域と調整を行い、地域の要望を学校と調整する窓口となる人材としてコーディネーターの配置を本年度から進めています。

図にあるところで言うと、ピンクの中にある地域コーディネーター、そして先ほど推進委員の委嘱の中でも話しましたが、統括するコーディネーター、というような形をとって進めていきます。

関連した動きの中でも、放課後子供教室について、本年度から関連事業として尾岱沼地区で実施しておりますので報告いたします。

放課後子供教室事業について説明いたします。これまで町内では実施があったものは、厚生労働省所管の放課後児童クラブになります。児童クラブが、共働き家庭の児童を対象に、放課後、また長期休暇中も開設しているのに対し、子供教室は家庭の状況に関係なく参加でき、地域の都合で時期や時間を自由に開設することができる取り組みです。

早い時間に家に帰っても親が不在の場合や、長期休暇中に孤立することの多い本町の児童生徒には効果のある取り組みだと考えており、

町の子ども子育て支援計画で実施したアンケート結果でも、多くの保護者が利用したいと考えている取り組みのひとつになります。

写真は現在、町内で唯一開設している尾岱沼地区放課後子供教室になります。放課後、長期休み中において週3回程度開設しています。基本的な時間割としては、子供達は学校終了後、尾岱沼支所に併設されている尾岱沼地域センターに集まります。

到着後は、まずは宿題、自主学習に取り組みます。この時、地域のコーディネーターさん、地域の方々に無償ボランティアとして参加していただいています。

昨日時点の数字で、対象として参加している子供は27名、23家庭ということになっております。運営は地域コーディネーター、地域の無償ボランティアの指導員9名の方々に実施していただいています。

下校時間の違いによって、勉強している子と宿題が終わってしまって遊んでいる子もいますが、ボランティアとして参加していただいている地域の方、保護者がフォローしてくれています。

また、人員的に不足の場合には生涯学習課の担当職員も参加しております。

勉強後の遊びの時間ですが、この日は縄跳びで、他にはドッチボールなどもやっていますが、地域の方が指導できるものが基本で、開設前には別海地区の児童館視察や研修会に参加して他の自治体の状況や、本件にかかわる課題なども事務局と共有しながら進めています。

この他、今年の夏休みにも教室は続けていりましたが、特別回としてキャンプ場で手作りピザ教室を開催し、薪割りからはじめて、ピザの試食までを行いました。

感染対策もそうですが、状況的にこれまでにない取り組みですので指導にあたる方も、都度方法を考えて取り組んでいます。

長雨の後の快晴でしたので、最後は水遊び会になっていました。

尾岱沼地区の写真はこれで終わりなのですが、冒頭に申し上げましたとおり、新しい時代、これは子供達が如何に地域に関わるか、地域の大人達が子供達に関わるかの問題でもあります。

今回の事例は、空き教室を活用した事例ではないのですが、少年団活動がなくなった学校グラウンドをお借りしての活動などもあり、既存の資源である学校、保護者の方が中心となり活動中の見守りを実施されています。

これまで行政による施策を展開してきたことに対し、今後は徐々に実施に対してハードルが高くなっていくことも含めて今回、尾岱沼の

	<p>例で言えば、アンケートで実施したいという要望はありましたが、それに対しどれくらいの需要があるかわかりませんでした。地域の人の協力によって取り組みが進められ、27名が参加する結果に進んでいきました。</p> <p>新しい時代の教育や地方創生の実現に向け、地域の将来を担う人材を育成する取り組みを地域の人材で実現させたことは大変意義深いものであると同時に、教育が携われる地域づくりのひとつとしてコミュニティ・スクールを導入している他の地区に派生させたい取り組みであると考えています。</p> <p>これで報告としては以上であります。実際に子供教室を運営されています鈴木教育委員から、何かありましたらお願いします。</p>
<p>教育委員 (鈴木桃子君)</p>	<p>野付小学校には約90名在籍しておりますが、27名の参加は取り組んだ意味があったと思います。</p> <p>これからまた協力してくださる地域の方々と話し合いながら進めていきたいと思っています。</p>
<p>生涯学習課主査 (上杉大洋君)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>生涯学習課からは以上です。</p>
<p>教育委員 (大塚保男君)</p>	<p>野付地区に児童館がない中で、このような取り組みは素晴らしいと思います。</p> <p>運営に係るボランティアの方は何人ですか？</p> <p>また、将来的な展開はどのように考えていますか？</p>
<p>生涯学習課主査 (上杉大洋君)</p>	<p>無償ボランティアの方9名が登録しており、開設日はボランティアの方が3人集まれる日を週に3回調整し、人数が足りない場合は職員が補助して実施しています。</p> <p>福祉部との施策の違いは、他地区の児童クラブは家庭の状況によって参加の可否があり、学年も3年生までとなっています。関連した国の施策ですが、方向性が少し違うものと認識していただければと思います。</p> <p>週3回の児童クラブという要素に需要があると思われ、確認を含めて福祉部とも今後協議していきたいと考えています。</p>
<p>教育長 (登藤和哉君)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>事務局その他ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>教育長 (登藤和哉君)</p>	<p>委員の皆様、その他何かありませんか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>教育長 (登藤和哉君)</p>	<p>それでは、以上で本日予定していました案件全て終了でございます。これもちまして、第10回教育委員会議を閉会いたします。</p>

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－